

「千葉県いじめ重大事態対策強化事業」 募集要項

千葉県いじめ重大事態対策強化事業における、千葉県いじめ重大事態調査員を下記のとおり募集します。

1	業務内容	<p>県立学校で発生した、いじめ重大事態への迅速かつ適切な対応等に資するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) いじめ重大事態発生時の初期対応に係る学校への指導・助言に関すること。</p> <p>(2) 学校主体の調査における第三者委員としての調査・検証等に関すること。</p> <p>(3) いじめ重大事態の基本的な対応等の理解促進に係る学校への指導・助言に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、いじめ重大事態への迅速かつ適切な対応等に資するための支援に必要な事項に関すること。</p>
2	応募資格	<p>地方公務員法第16条及び学校教育法第9条各号のいずれかにも該当しない者のうち、当該年度4月1日現在満20歳以上の者で、いじめ防止対策推進法やいじめ問題等に関する深い知見及び重大事態の調査等に係る能力に優れ、教育に熱意を持つ者とする。</p>
3	任用期間	令和6年4月～令和7年3月まで
4	勤務条件	<p>1 報 酬 一律3,500円/時間(所得税込み)</p> <p>2 勤務時間 原則1日7時間45分、週4日程度の勤務</p> <p>3 交通費 実費相当を支給</p> <p>4 勤務地 教育振興部児童生徒安全課</p>
5	身分等	会計年度任用職員として、県教育委員会が任用します。
6	応募書類	千葉県いじめ重大事態調査員申込書(別紙)
7	問合せ 申込先	<p>千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 生徒指導・いじめ対策室 千葉県いじめ重大事態対策強化事業担当</p> <p>〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1 TEL 043-223-4054 FAX 043-221-6570</p> <p>※封筒に「千葉県いじめ重大事態調査員申込書」と朱書し、令和6年3月15日(金)までに郵送で申し込む。</p>
8	任用	申込書の審査及び個別面談の結果により、採用を決定します。